

特定非営利活動法人 ソフトマネージメント協議会 定款

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソフトマネージメント協議会という。

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、地域振興に資するソフトプロジェクト、プログラム開発、イベント等の諸事業を行う地方自治体、第三セクター、NPO等多様な実施主体に対して、専門的、実務的な助言・研究等を行うことにより、諸事業の円滑な実施を促し、以て特性のある地域づくりに貢献すること及びソフトプロジェクトマネジメント等の重要性を周知することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- 一 地域振興に資するソフトプロジェクト、プログラム開発、イベント等の諸事業に関する指導・助言
- 二 地域振興に資するソフトプロジェクト、プログラム開発、イベント等の諸事業に関する講演活動
- 三 地域振興に資するソフトプロジェクト、プログラム開発、イベント等の諸事業に関する出版、インターネット等による普及啓発活動
- 四 地域振興に資するソフトプロジェクト、プログラム開発、イベント等の諸事業に関する調査・研究

第3章 会員

第6条 この法人の会員は次の3種とし、一般会員及び認定会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 認定会員 この法人の目的に賛同する個人であって、この法人の認定を受けてこの法人が行う事業の管理を行う会員
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援する個人及び団体・この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事会に申し

込むものとする。理事会は、別に定める手続きに従い正当な理由がない限り、入会を承認するものとする。

- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上年会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条 会員は別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款のほか、当法人の理事会もしくは総会の決定に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会費の納入を怠ったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上8名以下
 - (2) 監 事 1名以上3名以下
- 2 理事の内3人以内を代表理事とする。

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 代表理事は、この法人を代表し、代表理事相互の合意により、業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 役員が次の各号に一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第20条 この法人に、必要に応じ、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条 総会は、会員をもって構成する。

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
- (6) その他法人の運営に関する重要事項

第24条 通常総会は、毎年1回開催する

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 前項の通知は、各会員から予め届けられた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第26条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし第24条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、出席した会員の中から選出する。

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項に規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条 総会の議事については、次の次項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び収支予算及びその変更
- (3) 財産の処分
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし議事が緊急を要する場合は、予め理事会で定めた方法により召集することを妨げない。
- 4 前項の通知は、各理事から予め届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条 理事会の議事については、次の次項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は押印しなければならない。

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上

の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1条の事由によりこの法人が解散するときは、会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、予め理事会の議決を経て総会により定められたものに譲渡するものとする。

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 雑則

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	高宮	智数
代表理事	平野	暁臣
代表理事	山田	尚義
理 事	山崎	誠子
理 事	若松	浩文
理 事	白州	達也
理 事	日高	仁
監 事	田辺	清人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から、平成15年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の既定にかかわらず、以下のと

おりとする。

	入会金	年会費
一般会員	0 円	10,000 円
認定会員	0 円	10,000 円
賛助会員（個人）	0 円	0 円
賛助会員（団体）	0 円	0 円

附 則

- 1 この定款は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。